

段玉裁「古十七部諧声表」第十五部の諧声符

——配列の原則を中心として——

白田真佐子

目 次

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. はじめに | 5. 対応表の分析 |
| 2. 「詩經韵分十七部表」第15部の構成 | 6. 入声部分における脂・祭の分布 |
| 3. 「古十七部諧声表」第15部の概要 | 7. 諧声符配列の原則と限界 |
| 4. 対応表の凡例 | 8. おわりに |

1. はじめに

段玉裁の「古十七部諧声表」(『六書音均表』卷二)に関する研究は、倉石武四郎博士・許世瑛氏によるものがある。⁽¹⁾両氏の研究は「古十七部諧声表」の補正⁽²⁾に主眼があり、「古十七部諧声表」において如何なる原則で諧声符が配列されているのかという点については言及されていない。この「古十七部諧声表」における諧声符の配列の順については、「詩經韵分十七部表」(『六書音均表』卷四)⁽³⁾に出て来る押韻字の順であろうことがすでに指摘されている。果たして、「古十七部諧声表」は完全に「詩經韵分十七部表」の順であるのか。一致しない箇所はないのだろうか。これは問題として残されている。そこで、本稿では「古十七部諧声表」の配列を「詩經韵分十七部表」の配列と比較しながら調べることとした。

ただし、紙幅の制限と次に挙げる2つの理由により、「古十七部諧声表」第15部に限定し、特に入声を中心とする。⁽⁴⁾

- (1) 第15部の諧声符は「古十七部諧声表」全体の16.4%を占め、最も数が多い。
- (2) 第15部入声に興味深い問題が含まれている。

(2)についてもう少し説明しておこう。第15部入声は後に脂部（脂微分部以前の脂部、以下同様）と祭部とに二分される可能性がある。段玉裁も第15部入声を2つに区別することを考えていたが、「詩經韵分十七部表」の段階では区別が見られない。⁽⁵⁾これは『詩經』（以下、詩と略す）の押韻字の場合であるが、段玉裁が第15部入声の諧声符についても2つの区別を考えていたのか、これは「古十七部諧声表」を分析してみなければ、はっきりしない。諧声符に関しては、別の観点からも面白い現象が指摘されている。すなわち、頬惟勤氏による、祭部と脂部との「諧声符の連結（合韻）」（「段玉裁の古音第十二部について」、696頁）⁽⁶⁾ということである。この指摘に啓発を受けて、拙稿「段玉裁古音第十五部の押韻字と諧声符」⁽⁸⁾を公にしたことがあり、筆者は祭部の諧声符に関心を持ってい

る。

以上のことから、本稿では、段玉裁「古十七部諧声表」第15部における諧声符の配列を「詩經韵分十七部表」第15部と比較しつつ、特に入声に留意しながら調べることを目的としたい。このような限定された目的を持つ本稿は、これはこれで独立したものであるが、段玉裁の「古諧声説」（『六書音均表』卷一）の成立と發展を探求する一環とも成るべきものである。また、表を中心に論述をすすめる方針は、拙稿「江永の古韻分部と諧声符」と同様である。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

2. 「詩經韵分十七部表」第15部の配列

まず、「詩經韵分十七部表」第15部の配列から着手し、その押韻字に番号を付け、詳しい分析に備えることとする。

第15部は平声・上声・入声に大別されるが、各声調内での配列はどのようになっているのであろうか。一般に詩の押韻字を示す方法には3通りあるが、
（10）「詩經韵分十七部表」の場合は、それぞれの詩ごとに押韻字を示す方法によ⁽¹¹⁾る。このような押韻字の指摘方法を採った場合、ある1つの部の同一声調の中で同一の押韻字が詩の諸篇に散見する、ということが起こる。従って、例えば「詩經韵分十七部表」第15部の冒頭に萋（周南・葛覃一章）があるけれども、この字がどの詩とどの詩に現われるのかということは、自分で数え上げなければ

分からない（ただし、押韻字が古本音か古合韵であれば、どの詩の押韻字であるのか、各部末ごとにまとめられている）。

以上のようなことから、第15部の押韻字に機械的に番号を付けると、同一の字を重複して数えることになる。そこで、ある1つの押韻字が同一声調内で2回以上出現する時は初回のみ番号を付け、異声調間で出現した時はそれぞれの声調で1回ずつ番号を付ける。平声・上声・入声を通して番号（1—272）を振る。以下、第15部の押韻字を示す時は、1妻の如く番号を付ける。

3. 「古十七部諧声表」第15部の概要

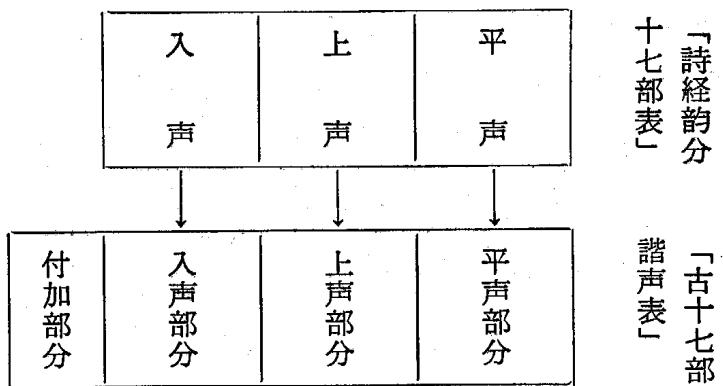
次に、「古十七部諧声表」第15部の諧声符に番号を付け、第15部全体の概要を調べ、詳しい分析に備えることとする。

「古十七部諧声表」第15部には合計251の諧声符が含まれるが、1つとして同じものはない。従って、1から251まで機械的に番号を付けることができる。この番号を用い、1妻声の如く表わす。1妻は押韻字を示し、1妻声のように声の字があれば、諧声符を示す。

ところで、第15部の諧声符には1つとして同じものはないが、ある関連性でいくつかまとまっている箇所も見られる（これは、他の部についてもいえる）。例えれば4自声・5帥声・6歸声であり、これは「諧声符の発展する順」⁽¹²⁾で配列されているものである。⁽¹³⁾

また、「古十七部諧声表」第15部には平声・上声・入声という区分を示す文字はない（これも、他の部についてもいえる）が、実際には平声・上声・入声に相当する区分がある。この点は、「詩經韵分十七部表」第15部の平声・上声・入声と「古十七部諧声表」第15部とを比べ、対応させた表を試作した時、明らかとなつた（本格的に作製した表については、次節で触れる）。まず、略図を掲げることとする（次頁参照）が、この図の向きはもとの「詩經韵分十七部表」や「古十七部諧声表」と同じく、右から左にすすむものである。

「詩經韵分十七部表」第15部の平声・上声・入声にそれぞれ対応する、「古十七部諧声表」の各部分を平声部分（1妻声—75黎声）・上声部分（76般声—93



履声)・入声部分(94肄声—193曼声)とよぶことにする(略図の中では↓印で、対応が示してある)。入声部分の後にある一連の諧声符(194乞声—251撃声)は付加部分と名づける。付加部分の諧声符に対する詩の押韻字は、いくつかを除いては存在しない。換言すれば、付加部分の諧声符は原則として「詩經韵分十七部表」の詩の押韻字に対応しないものである。

4. 対応表の凡例

ここで、「古十七部諧声表」第15部と「詩經韵分十七部表」第15部との対応を表にまとめることとする(以下、この表のことを対応表とよぶ)。対応表の作製方針であるが、ある1つの諧声符に対して複数の押韻字の対応することが予想されるので、諧声符の方を固定させ、それに対応する押韻字を書き込み、表を作るというようとする。

対応表の構成は、次の通りにする。

⑤ | ④ | ① | ② | ③

二〇五
12 ①は「古十七部諧声表」第15部の諧声符、②③は「詩經韵分十七部表」第15部の押韻字。②の方は、①の順となるべく一致するように選んだ押韻字、③の方は②以外の押韻字である。③における〈〉内の押韻字は、平声部分に現われる上声・入声の押韻字、上声部分に現われる平声・入声の押韻字である。

④には江汎『説文解字音均表』第15部の諧声符(ただし、①の諧声符に対応するもの)⁽¹⁴⁾を記す。番号と、初声・二声……の区別を示すアルファベットは『説文加番私案』⁽¹⁵⁾による。『説文加番私案』で同じ番号の諧声符ごとに横線を引き、

1 ブロックとする。ある 1 つのブロック内で見ても、諧声符に対する詩の押韻字のない場合があるが、その場合は②に斜線を引く。例えば 9 久声のような場合は、対応する押韻字がないので、②は斜線となる。また、7 ム声に対する押韻字は実際上ないが、同じブロック内の 8 私声にはあるので、便宜上、7 ム声に対する押韻字もあるとする。

⑤についてであるが、ここには表86によって脂⁽¹⁷⁾ (A*)・祭 (B*) を示す。A*・B*は略号であり、脂部・祭部もそれぞれ脂・祭と略す。なぜ脂・祭の区別を示すのかというと、これは特に入声部分における脂・祭の分布を見るためであるが、表86にある諧声符であれば、対応表に記しておくこととする。表86とは第15部入声の押韻字を脂・祭に二分した後、その押韻字の諧声符を『説文解字音均表』の初声で判定した結果をまとめた表である。④に『説文解字音均表』の記載があるので、⑤から脂・祭の区別の概略は把握できる。なお、⑤の中で A*B* あるのは、脂・祭が重複することを表わす。⁽¹⁸⁾

凡例の最後として、次の事項を記しておく。

- (1) 「古十七部諧声表」は本来縦書きであるが、対応表は数字を多く用いるため、横書きとする。
- (2) 対応表は、平声部分・上声部分・入声部分・付加部分ごとに表を別立てとし、それぞれ①・②・③・④とする。
- (3) 付加部分については、その諧声符に対して押韻字のある場合のみ記す。
- (4) 対応表は、印刷の便を考えて最後に総括する。

5. 対応表の分析

以上のように作製した対応表をもとに、「古十七部諧声表」第15部の配列を考えることとする。

細かい分析をする前に大体の傾向を記してみる。まず、平声部分・上声部分については多くは「古十七部諧声表」第15部の押韻字であるが、一致しない箇所もある。次に、入声部分については、「古十七部諧声表」と「詩経韵分十七部表」は一致するとはいひ難い。付加部分には、「詩経韵分十七部表」の押韻

字に対応する諧声符も若干見られる。このように、全体を概観しただけでも、「古十七部諧声表」と「詩経韵分十七部表」には配列の一致しない点のあることが分かる。

以下で、「古十七部諧声表」と「詩経韵分十七部表」とで配列の一致しない点を分析するが、入声部分に関する特別な問題は、6節で改めて考える。6節で考える予定の問題点を除くと、次の5点にまとめることができる。

(1) ある1つの諧声符に対して複数の押韻字がある場合、2番め以降の押韻字の箇所で諧声符を指摘すれば、諧声符と押韻字の配列は一致しない。例えば37夷声に対する押韻字は4ある(18夷・28姨・29荑・63棟)が、この夷声は2番めの押韻字(28姨)の箇所で指摘されている。もし、1番めの押韻字(18夷)で指摘すれば、夷声は29非声の次に来る筈である。

(2) ある1つの諧声符に対して、平声の押韻字の他に、上声または入声の押韻字が対応する時、その諧声符は平声部分の諧声符の箇所で指摘される。換言すると、上声または入声の押韻字になると、その諧声符が平声部分すでに現われた可能性がある。これは、上声部分あるいは入声部分で、押韻字と諧声符の配列が一致しない原因である。例えば3皆声に対応する押韻字には、平声では3嗜・58階・64潛、上声では108偕・133皆があるが、皆声は平声部分の諧声符の箇所に現われ、上声部分のそれには重複して出ない。つまり、上声の押韻字に対して、その諧声符は平声部分にあるということになる。これは一例にすぎないが、平声部分の対応表①の〈〉内の押韻字が、上声または入声の押韻字に当たる。ただし、上声部分にある87此声は例外で、平声の押韻字(54訛)があるにも関わらず、87此声は上声部分の諧声符の箇所にある。

(3) ある1つの諧声符に対して、それに対応する押韻字のないことがある。これは主に付加部分に集中しているが、平声部分・上声部分にもある。それは4節の凡例でも触れたが、②の欄が斜線になっているものである。その例を平声部分について番号で列挙すると、9・21・46・47・54・55・56・64の諧声符がそれに該当する。付加部分については、詩の押韻字に相当する諧声符(205朮声・214末声・216勿声・233卑声)もあるが、その他の諧声符は詩の押韻字

から類推できない。従って、付加部分の諧声符の配列については、詩の押韻字の順⁽¹⁹⁾ということ以外の原則があるのかもしれない。

(4) 諧声符自体が「諧声符の発展する順」に配列されていることによって、諧声符と押韻字の配列の一致しない点が生じる。例えば「古十七部諧声表」で4自声・5帥声・6歸声と並んでいるが、5帥声・6歸声とも4自声が発展したものと考えられる。ところが、4自声に対応する押韻字は82追、6歸声に対応する押韻字は4歸で、82追の方が4歸よりも先に現われる。これは、4歸から6歸声を類推し、更に4自声・5帥声を類推した結果、82追が4自声の箇所に出てきたものであるといえよう。

(5) ある押韻字に対して、その諧声符が「古十七部諧声表」にない例がある⁽²¹⁾。一例として喙声が挙げられる。喙声は244喙に対応し、本来ならば156祭声の次あたりに来る筈である。この喙声については、対応表④の最後に番号なしで補った。⁽²²⁾ また、萬声も脱落しているが、発展した諧声符（133硃声—135厲声）の方は「古十七部諧声表」にある。

以上、諧声符の配列が押韻字のそれと一致しない点を5つに分け、分析してきた。(1)から(3)までは、押韻字と諧声符とが必ずしも1対1の対応をしないことによる。(4)は諧声符自体の問題であり、関連性のある諧声符をどのように並べるのかということによる。(5)であるが、これは整理の粗雑さに関わる。以上のようなことから、もし、諧声符の配列を押韻字の配列に合わせるという大原則を立て、更にいくつかの小原則を立てるとすれば、「古十七部諧声表」の配列は体系的になると思われる。この問題は、入声部分の問題を考えた後で、再び取り上げることにする。

6. 入声部分における脂・祭の分布

この節では入声部分を取り上げ、その配列を考える。入声部分の諧声符は、一見すると配列が無秩序のように見える。ところが、詳しく調べてみると、入声部分がほぼ脂・祭に分かれていることが判明する。これは、対応表④の⑤を見ていくと分かる。

次に、具体的に脂・祭の分布状況を見るところにする。入声部分は脂・祭を目安にすると、次のように三分することができる。

- a. 94肄声から130孝声まで——主に脂
- b. 131貝声から188截声まで——主に祭
- c. 189秧声から193夏声まで——主に脂

これら a・b・c の各部分を詳しく見ると、次のようになる。

- (23)
- a. 30ブロック中、祭の諧声符は5ブロック、脂・祭の重複する諧声符は1ブロックを占めるが、それ以外は脂である。祭を除いて、脂の諧声符の配列を考えてみると、94肄声から116率声 (a_1) まで、123凶声から130孝声まで (a_3) は、詩の押韻字の配列通りであるが（ただし、 a_1 における99気声の箇所を除く）、その中間の117木声から122慧声まで (a_2) の配列が乱れている。なお、125龙声は142茨からすれば98兌声の後に来る筈であるが、234髪によって124尉声の後にある。
 - b. 32ブロック中、祭が25ブロックを占め、脂・祭の重複する諧声符が6ブロックある。配列に関しては、168丁声のブロックを境界として2つに分かれ。前半 (b_1) は143敗に対応する諧声符の131貝声から始まり、132父声・134蟻声のブロック・153歎声の箇所で配列が乱れるが、その他は167戌声まで、詩の押韻字の配列に対応する。後半 (b_2) は134撥に対応する169叕声から始まり、184月声で配列が乱れるが、188截声まで詩の押韻字の配列に対応する。なお、脂・祭の重複する諧声符は全体に亘って存在する。
 - c. 3ブロックが脂であるが、残りの1ブロックである189秧声に対する詩の押韻字はない。cは、aに並べるべきところをbの後に補遺として置いたのかかもしれない。

以上のことから、入声部分の諧声符について、次のことが分かる：a・bとも詩の押韻字通り配列されていない箇所があり、bには脂・祭の重複する諧声符も見られるが、全体としては、ほぼ脂・祭に分かれている。

では、なぜ、ほぼ脂・祭に分かれているのであろうか。その理由は、次のような点にあると思われる：段玉裁には、第15部入声を二分する意図があった

が、その学説が定まらず、また、「古十七部諧声表」自体の整理も徹底させなかった。この点についてもう少し説明しておきたいが、その前に表を掲げる。

①『詩經韵譜』の段階	脂・祭に二分していた
②「詩經韵分十七部表」の段階	脂・祭に区別しない
③ 晩年	脂・祭の区別を考えていた

この表は、第15部入声に対する段玉裁自身の学説を要約したものである（なお、段玉裁自身は脂・祭という術語を用いていないが、便宜上これらの術語で説明する）。表から段玉裁の学説の揺れ動きが看取される。②では脂・祭の区別がなく、①は書物が現存しないが、段玉裁が第15部入声をどのように二分しようと考えていたのかは、他の資料の助けを借りると、詩の押韻字については復元できる。⁽²⁴⁾ 按するに、段玉裁は詩の押韻字における脂・祭の区別のみならず、諧声符におけるそれも考えていたのであろう。それが「古十七部諧声表」第15部の入声部分に痕跡を留めているものと考えられる。整理が不徹底ということもあり、配列の乱れている箇所が生じたのではないかと思う。

7. 諧声符配列の原則と限界

以上、「古十七部諧声表」第15部における諧声符の配列を考察してきた。「古十七部諧声表」第15部の諧声符は、大原則として「詩經韵分十七部表」第15部の押韻字の順にほぼ配列されている。この大原則は、特に平声部分・上声部分に当てはまる。入声部分については、脂・祭に二分した後の各部分を見ると、ほぼ大原則の通りである（入り乱れている箇所もあるが）。ところが、付加部分は詩の押韻字から類推できない諧声符が大部分を占めるので、大原則が適用されない。付加部分を保留とすると、平声部分・上声部分・入声部分において大原則通りに配列されていない箇所があるのは、なぜか。前節までに考えてきたことを総合すると、理由としては次の4点が考えられる。

- (1) 詩の押韻字と諧声符とが1対1の対応をしない。
- (2) 諧声符を「諧声符の発展する順」に配列することが徹底していない。

(3) 入声部分に特別な問題があるが、段玉裁自身の学説が定まっていない。

(4) 諧声符整理に粗雑な面があり、諧声符の脱落が起きている。

それでは、これら4つの点を逆に小原則として立て直すと、どうなるであろうか。

(1)' ある1つの諧声符に対して複数の押韻字がある場合、初出の押韻字の箇所で諧声符を指摘する。上声または入声の押韻字がある場合も、平声で指摘する。更に、ある1つの諧声符に対してそれに対応する押韻字がない場合、どこに諧声符を置くかについて原則を定める（例えば、付加部分にまとめる）。

(2)' 諧声符 자체を「諧声符の発展する順」に配列しておく。

(3)' 入声部分を脂・祭に区別するか否かを明確に決める。

(4)' 当然あるべき諧声符を書き落としたりしないよう、注意する。

大原則の下に小原則に従って諧声符を配列すれば、「古十七部諧声表」第15部の配列は体系的なものとなる筈だが、体系化を阻む限界がある。それは、第15部における限界・段玉裁の段階における限界の2点にまとめることができると思われる。

(5) 第15部における限界：「古十七部諧声表」は凡そ十七部から成るので、第15部と他の部との関係も考慮しなければならない、ということもある。つまり、他の部ではどのような原則によって諧声符が配列されているのか、その原則は第15部の小原則と矛盾しないのかどうか、考慮する必要がある。

(6) 段玉裁の段階における限界：(2)'については、説文所収の字すべてを調査しなければならないが、これは弟子の江汎によって実現される。⁽²⁶⁾また、(3)'については、段玉裁自身の学説が晩年に至るまで揺れ動いたという事情もある。

もしも完璧に体系的な諧声符表としたいならば、段玉裁の段階では実現不可能なこともあるので、「古十七部諧声表」という枠組を越えた、新たな諧声符表を創造する必要がある。段玉裁の弟子である江汎は、師説に基づき『説文彙字音均表』なる諧声符表を著わしたといわれる。⁽²⁷⁾果たして諧声符の配列をどの程度まで体系化することを考え、且つ実行したのか、あるいは実行することができたのか。清朝における古音学研究の限界が諧声符表という面にもあっ

て、江汎の段階でも実行不可能なことがあったのではないか。これは現代的観点からの言及であり、本稿の範囲を逸脱することもあるが、段玉裁の「古諧声説」の学史的な意義を十分認めた上で、敢えて付言しておくものである。⁽²⁸⁾

8. おわりに

ここで、「古十七部諧声表」第15部における諧声符の配列の原則について、これまで考察してきたことをまとめておくことにする。

「古十七部諧声表」第15部の諧声符は、「詩經韵分十七部表」第15部の平声・上声・入声の押韻字にそれぞれ対応して、平声部分・上声部分・入声部分に分かれ、入声部分の後には付加部分がある。「古十七部諧声表」の諧声符の配列を「詩經韵分十七部表」の押韻字の配列に一致させるということを大原則とすれば、平声部分・上声部分では、ほぼ大原則通りに諧声符が配列されている。入声部分は、ほぼ脂・祭に分かれているが、それぞれの部分については、ほぼ大原則の通りである。付加部分には、その諧声符の性質上、大原則が適用されない。大原則の下に小原則を立てると、第15部の諧声符の配列は体系的になりそうだが、他の部との兼ね合い・段玉裁の段階における限界といった問題があり、更には現代的観点から見た限界も予想されうる。

最後に、「古十七部諧声表」第15部の入声部分には脂・祭に相当する区別がほぼ見られるということを記し、冒頭で提起した第15部入声の問題に対する、ささやかな答えとしたい。

1986年9月29日初稿、11月29日再稿

注

- (1) 音韵学叢書本（廣文書局影印、1966年）。
- (2) 倉石武四郎『段懋堂の音学』（未刊稿本、1937年）、155—195頁。許世瑛「段玉裁古十七部諧声表補正」（『国立北京大学論文集（三十一年度）』、1942年）、1—60頁。これらの文献については、次の書物から教示を得た：賴惟勤（監修）、説文会（編）『説文入門』（大修館、1983年）、114頁。
- (3) 説文会「段玉裁の『説文解字注』を読むために②」（『漢文教室』第133号、1980

年), 16頁。

- (4) 以下, 段玉裁古音第X部は単に第X部と記し, Xはアラビア数字で表わす。Y個の部といいたい時には, 次の文献に述べられている凡例に従い, Yに漢数字を用いる: 賴惟勤「段玉裁の異平同入説」(『中国語学』第77号, 1958年), 10頁。
- (5) 第15部入声に関する段玉裁自身の学説が3段階に変化したことは周知の事実であるが, 本稿6節にも表でまとめておいた。第15部入声のみならず, 段玉裁の古音十七部説を一枚の図によって概観したいならば, 次の文献が有益である: 賴惟勤「上古音分部図説」(『東京支那学報』第4号, 1958年), 97頁。
- (6) 以下, 詩の押韻字を単に押韻字ということもある。
- (7) 『小尾博士古稀記念中国学論集』, 汲古書院, 1983年。
- (8) 『中国語学』第233号, 1986年。
- (9) 「古諧声説」を探求する意義については, 拙稿(注(8)前掲), 14—15頁で述べた。筆者は「古諧声説」の成立と発展について, 現在次のような仮図式を想定している: 段玉裁「古十七部諧声表」(『六書音均表』卷二)→江汎『説文釈例』二卷→江汎『説文解字音均表』十七卷。なお, 『説文釈例』については, 別稿を予定している。
- (10) 『お茶の水女子大学中国文学会報』第3号, 1984年。
- (11) 詩の押韻を研究し, その成果を公表する際の形式(3種類)については, 次の文献に詳しい: 賴惟勤「顧炎武の『詩本音』について(一)」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』第21巻第3号, 1968年), 107—108頁。
- (12) 詳しくは, 注(3)前掲文献の16頁・18頁参照。
- (13) 「諧声符の発展する順」で配列されてはいるが, 不十分な箇所もある。例えば29非声と65罪声とが離れすぎていることなど。この意味で, 「初声という概念を導入して, 諧声符を整理したのは, 江汎である。」(注(8)前掲の拙稿, 19頁)と筆者は考える。
- (14) 清代稿本百種彙刊本(文海出版社影印, 1974年)。皇清經解続編本(藝文印書館影印, 1965年)。
- (15) 詳しくは, 表注2)参照。
- (16) 説文会, 私家版, 1985年。
- (17) 拙稿(注(8)前掲), 19頁の「表4 第15部の押韻字の諧声符」を表86とよぶ。本稿の対応表④と区別するため, 発表年次の1986に因むもの。
- (18) 脂・祭との間で重複する諧声符については, 拙稿(注(8)前掲), 20—23頁参照。
- (19) 説文の篇の順ではないようであり, 現時点では待考。
- (20) 注(12)と同じ。
- (21) 「古十七部諧声表」の補正については, 注(2)前掲文献を参照。
- (22) 表注10)参照。

- (23) 注(18)に同じ。
- (24) 注(5)と、拙稿（注(8)前掲）、15頁参照。
- (25) 拙稿（注(8)前掲）、15—16頁参照。
- (26) 注(3)前掲文献、17頁参照。
- (27) 注(26)に同じ。
- (28) 段玉裁の古音学説の中には、学史的意義は認められても、現代的観点から見て不備のある学説もある。例えば「古四声説」（『六書音均表』卷一）については、次の文献参照：平山久雄「上古漢語の声調調値」（『伊藤漱平教授退官記念中国学論集』、汲古書院、1986年）、1頁。